

麴町税理士政治連盟規約

昭和	53年	6月	8日	制	定
昭和	63年	6月	23日	一	部改正
平成	6年	6月	24日	一	部改正
平成	9年	6月	23日	一	部改正
平成	10年	6月	22日	一	部改正
平成	14年	1月	25日	一	部改正

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、麴町税理士政治連盟（「麴町税政連」と略称する。）と称する。

(本部)

第2条 本連盟の本部は東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本連盟は税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、その社会的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 納税者の権益を擁護増進する税理士制度のための諸施策
2. 納税者の実態に即した租税制度のための政治活動
3. 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動
4. 納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
5. 住民本位の地方行政を実現するための活動
6. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
7. 会員及び賛助会員に対する情報の提供
8. 東京税理士政治連盟に加入し、同連盟との連絡並びに連携の強化
9. 税理士による国会議員等後援会との連絡並びに連携の強化
10. 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。

1. 本連盟は、次のいずれかに該当する税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する

者を会員として組織する。

イ 東京税理士会麴町支部の区域内に税理士事務所を有する税理士

ロ 東京税理士会麴町支部の区域内に事務所を有する税理士法人の当該事務所に所属する社員である税理士

ハ 東京税理士会麴町支部の区域内に税理士事務所を有する税理士又は税理士法人の当該事務所に補助者として常時業務に従事する税理士

2. 本連盟の区域内に住所を有する税理士、（前号に対象となる者を除く。）その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。

3. 本連盟は区域内に支部（及び部会）を設けることができる。

第 2 章 役員及び執行機関

第 1 節 役員

（役員）

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会長1名、副会長6名以内、幹事長1名、副幹事長6名以内、幹事若干名、会計監事3名以内

2 役員は会員のうちから総会において選任する。

（会長）

第7条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

（副会長）

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（幹事長）

第9条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。

2 幹事長は、その職務に属する事項で重要と認めるものについては、会長に裁断を求めなければならない。

（副幹事長）

第10条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のときはその職務を行う。

（幹事）

第11条 幹事は第15条の委員会に所属し、会務を司る。

(会計監事)

第12条 会計監事は、経理を監査し、決算の審理にあたる。

- 2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は本連盟の使用人となることができない。
- 3 会計監事は、本連盟の会務執行に関する会議に出席し、意見を述べることができる。
ただし、表決に加わることはできない。

(名誉会長、参与、顧問及び相談役)

第12条の2 本連盟に名誉会長、参与、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、参与、顧問及び相談役は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第 2 節 執 行 機 関

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。

- 2 常任幹事会は、会長が招集する。
- 3 常任幹事会は、会務執行に属する主要事項につき審議する。

(幹事会)

第14条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、会長、又は会長の指名する構成員が議長となる。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会務執行に関する議決機関とし、本連盟の運営及び事業活動に関する主要事項を審議決定する。

(委員会)

第15条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため次の委員会をおく。

1. 政策委員会
2. 財務委員会
3. 組織委員会
4. 国対委員会
5. 選対委員会
6. 広報委員会

(委員会の職務)

第16条 各委員会はそれぞれ次の職務を行う。

1. 政策委員会は、本連盟の基本政策を企画立案する。
2. 財務委員会は、本連盟の財政の強化と健全な運営を図るための諸施策を執行する。

3. 組織委員会は、本連盟の組織活動を統一かつ強化するための諸施策並びに税理士による国会議員等後援会との連携のための具体策を執行する。
4. 国対委員会は、本連盟の事業の遂行に必要な議会对策等の活動の具体策を執行する。
5. 選対委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案する。
6. 広報委員会は、本連盟の目的達成のための情報の収集及び機関紙の発行その他の広報活動を行う。

(委員会の組織)

第17条 各委員会は、委員長1名、副委員長2名以内、及び委員若干名をもって組織し、委員長は副幹事長のうちから、(副委員長は幹事のうちから、)委員は会員のうちから常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第18条 委員会は、委員長が招集し、委員長、又は委員長の指名する副委員長が議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(役員及び委員の任期)

第19条 役員及び委員の任期は選任後第2回目の定期総会終了の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠選任による役員及び委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 増員による役員及び委員の任期は現任務者の残任期間とする。

(任期満了後の役員等の職務)

第20条 任期が満了した役員又は委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(幹事会等の構成員外の出席)

第20条の2 幹事会及び委員会(以下本条において「会議」という。)の招集者は、必要に応じて、会議の構成員外の者(以下本条において「構成員外の出席者」という。)に当該会議への出席を求めることができる。

ただし、構成員外の出席者は、当該会議の表決に加わることはできない。

(事務局)

第21条 本連盟の事務局は東京都千代田区に置く。

第 3 章 議 決 機 関

(総会)

第 2 2 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年 1 回 6 月末日までに会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 賛助会員は、総会に出席して発言することができる。
- 5 会員の 6 分の 1 以上の要求があったときは、会長は 1 月以内以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

第 2 3 条 総会は、本連盟の最高決議機関とし、会員をもって構成する。

(総会の議事)

第 2 4 条 総会の議長は、その総会において選任する。

- 2 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 その他総会の議事及び運営については別に定める。

(総会の議決事項)

第 2 5 条 総会は次に掲げる事項を決定する。

1. 役員を選任
2. 運動方針の採択
3. 規約の改正
4. 予算及び決算の承認
5. その他会務に関する重要事項

第 4 章 会 計

(経費)

第 2 6 条 本連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費)

第 2 7 条 会費は次のとおりとし、会員及び賛助会員は事業年度開始後 6 月以内にその全額を本連盟に納入しなければならない。

1. 会員の会費 年額 8, 4 0 0 円
2. 賛助会員の会費 年額 4, 2 0 0 円
- 2 年度の途中で入会する会員及び賛助会員は入会と同時に会費を本連盟に納入するものとする。

(事業年度途中の入会者又は退会者の特例)

第28条 事業年度の途中において入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数(入会した月が1月に満たないときは1月に切り上げ、退会した月が1月に満たないときは切り捨てる。)を乗じて12で除した金額を負担する。

(寄付金)

第29条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人及び団体から寄付金を受けることができる。

(事業及び会計年度)

第30条 本連盟の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 5 章 雑 則

(規約の改正)

第31条 本規約の改正は、総会の議を経て行うものとする。

(法令の遵守)

第32条 本連盟の事業遂行に当たっては政治資金規正法及び公職選挙法等の法令を遵守するものとする。

(この規約の質疑の決定)

第33条 この規約に定められた事項又は定めのない事項について質疑を生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。

附 則

1. 最初の役員の任期

本連盟の最初の役員の任期は、就任後第1回目の定期総会終了の時までとする。

2. 本規約は、昭和53年6月8日から施行する。

附 則

1. この改正規約（第28条）は、昭和63年6月23日から施行する。

2. 昭和63年度会計年度は、昭和63年1月1日より昭和64年3月31日までとする。

附 則

1. この改正規約（第26条）は、平成6年6月24日から施行する。

1. この規約の改正は、平成9年6月23日から施行する。

2. 前項の規定にかかわらず、第26条の改正規定は、平成9年4月1日に始まる事業年度の会費から適用する。

附 則

1. この改正規約（第12条の2及び第19条の2）は、平成10年6月22日から施行する。

附 則

1. この規約の改正は、平成14年1月25日から施行する。

2. 前項の規定にかかわらず、第5条第1号の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。